



重要事項説明書



兼



入園のしおり



2025（令和7）年度



トレジャーキッズ
にしじゅく保育園

目次

第1章 重要事項説明書		第2章 園のしおり	
施設概要			
1. 施設の目的及び運営の方針	p.3	1. 保育の理念、目標など	p.20
主な設備の概要	p.4	2. 保育の特徴	p.21
園舎見取り図	p.4	3. 利用者負担金の手続きについて	p.21
2. 職員体制	p.5	4. 保育園の1年	p.22
保育の内容		5. 家庭と保育園の連絡	p.23
3. 保育を提供する日	p.5	6. 登降園について	p.23
4. 保育を提供する時間	p.5	7. 慣らし保育について	p.24
土曜保育	p.6	睡眠中の突然死から子どもを守るために	p.25
延長保育	P.6	8. 園にお持ちいただくもの	p.28
5. 提供する保育の内容	p.6	午睡用タオルについて	p.29
6. 食事の提供方法について	p.7	第3章 家庭との連携	p.30
7. 保健と健康管理	p.8	園からのお知らせ	p.30
8. 利用料金	p.11	・朝ごはんのおすすめ	p.30
9. 利用の開始について	p.11	・熱中症について	p.30
10. 利用の終了について	p.11	・道路に出る時の注意	p.31
11. 嘱託医	p.11	・かみつきとひっかきについて	p.32
12. 緊急時の対応方法	p.12	・事故につながる着衣やキーホルダー	p.33
①保護者へのご連絡について	p.12	・お子様の写真とプライバシー保護	p.35
②緊急時の連絡方法	p.12	・写真販売について	p.36
③非常災害対策	p.14	・個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて	p.37
④緊急時の対応	p.14		
13.虐待防止等の措置に対する事項	p.15		
14.賠償責任保険の加入について	p.15		
15.保育内容に関する相談・要望・苦情	p.16		
16.個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて	p.17		
17.当園におけるその他の留意事項	p.17		
18.駐車場のご利用について	p.17		
19.別表	p.18		
		※同意書・同意説明書は一部を保管し、もう一部は園に提出をお願いします。	

第1章 重要事項説明書

《施設概要》

1. 施設の目的及び運営の方針

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

(1) 施設運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル 8階
事業者の連絡先	06-6442-0600
代表者氏名	黒崎 泰司

(2) 施設の概要

施設の種類	認可保育所							
施設の名称	トレジャーキッズにしじゅく保育園							
施設の所在地	大阪府箕面市西宿 2 丁目 21 番 19 号							
連絡先	電話番号 072-749-3008 F A X 同上							
管理者	園長 佐倉 恵子							
利用定員（年齢別）	年齢別の定員内訳は支給認定に関わる為、公開する事ができません。							
職員への研修の実施状況	内部研修年 1 回以上、外部研修年 1 回以上実施							
クラス編成	年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計 60 人
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
開設年月日	平成 30 年 9 月 1 日							
施設事業所番号	2722051000393							
ホームページ	https://www.serio-corp.com/							

トレジャーキッズにしじゅく保育園（以下「当園」という）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
当園としては「子どもたちの最善の利益」という目標やご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、または園と保護者の信頼関係に支障をきたす場合や支障をきたすと予測される場合には自治体と相談の元、対応を検討させていただく場合がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。
- 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- 登園を退園、転園された後にもご相談等ございましたら上記にご連絡ください

(3)主な設備の概要

敷地	専有面積	619.23.m ²
	園庭	246.64 m ²
園舎	構造	鉄骨造 3階建
	延べ	258.28 m ²
施設の内容	乳児室	1室
	ほふく室	1室
	調乳室	1室
	保育室	4室
	調理室	1室
	休憩室	1室
	その他	事務所兼医務室 給食エレベーター
設備の種類	冷暖房・床暖房（1階）	

当園は安全安心な施設運営への取り組みのため、園内の見守りカメラの導入をしております。

- ・目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ・不審者侵入）発生時の事実確認の為
- ・設置場所：各保育室・玄関 園内に掲示しています。ご確認ください。



2. 職員体制

	人数	職務の内容
施設長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督
主任保育士	1人	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
保育士	16人	園児の保育
子育て支援員	2人	園児の保育補助
保育補助	1人	園内環境整備・保育士補助
看護師	1人	園児の健康管理
栄養士	2人	園児の栄養指導及び管理
調理員	3人	給食の調理
事務員	1人	事務業務全般の管理
用務員	1人	園内環境整備・保育補助等
嘱託医	2人	内科検診・歯科検診（全園児） 眼科健診（幼児）

園児の利用状況（令和6年5月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年度	3	12	12	17	13	13	70
令和5年度	3	11	12	16	17	13	72
令和6年度	0	5	11	12	16	16	60

※当園では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第103号）」上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

《保育の内容》0歳～5歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）いたします。

3. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時30分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

4. 保育を提供する時間

(1) 保育を提供する時間は、次のとおりとします。入室も7時の開園以降でお願いします。

		月曜～土曜
保育時間	標準	7:00 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00
延長保育時間	標準	18:31 ～ 19:30
	短時間	18:01 ～ 19:30

※保育必要時間のみのお預かりになります。お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、できるだけご家庭での保育協力をお願いします。

※ お仕事がお休み等でお預けされる場合はその都度、必ず、連絡先を口頭で園にお知らせください。

※月曜から土曜において入所児童が全員降園した場合には施設を閉園いたします。

(2) 土曜保育について

・土曜保育には、「土曜保育申込書」「土曜就労証明書」が必要です。

保護者の方どなたかが土曜休日の場合はご家庭での保育のご協力をお願いします。

※土曜利用をされる場合は、必ずその週の水曜日の朝の登園時まで、玄関の申し込み用紙に記入をお願いします。

急なお仕事等のご都合で保育を希望される場合や予定していた日のご利用を中止される場合は
(職員配置の調整が必要なため)遅くとも水曜日の午前中までに口頭で事務所にお伝えください。
(水曜日以降の受付の場合はお弁当持参となる場合もありますのでご了承ください。)

※土曜日勤務の確認のためシフト表の提出をお願いする場合があります。

(3) 延長保育について (勤務時間・通勤経路・時間など審査のうえ、決定します)

- ① 標準時間認定をされた方で 18 時 31 分以降の利用をされる場合
- ② 短時間認定をされた方で 18 時 01 分～19 時 30 分までの間で利用をされる場合

※延長保育は 19 時 30 分までです。

閉園後 19 時 31 分以降の保育につきましては、10 分ごとに 1,000 円の保育料が必要となります。

保護者の就労形態や通勤時間の増加などにより、保育時間の延長が必要になった場合、延長保育の申請をしてください。※やむを得ない理由により保育が必要な場合には延長保育を提供いたします。

ただし、急遽延長保育を希望される場合は、事前に保育園までご連絡下さい。延長保育の利用にあたっては延長保育利用申込書の提出が必要になり、お支払いいただく通常の保育料のほかに別途利用料金が必要となります。18 時 30 分頃に簡単な補食を提供いたします。

時間に余裕を持ち、開所時間内のお迎えを必ず守ってください。

※お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、ご家庭での保育をできるだけお願いします。
またお仕事がお休みの場合は必ず、担任にご連絡をお願いします。

5. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

・特定教育・保育の提供

上記 4 に記載する時間において、保育を提供します。

- ・乳児担当制保育を取り入れ保育者の温かいかわりの中で、一人ひとりの子どもに丁寧に関わりを提供します。
- ・幼児クラスは思いやりの心、自発的に行動し考える力を育てることを意識した保育を行います
- ・開かれた仲間関係の中で体力づくりや小学校就学前を意識した保育を行います。
- ・外国人の講師による英会話（無料：全クラス）体操指導（有料：2 歳クラスより）を取り入れます。
- ・その他

広く地域に向けての子育て支援として、育児相談や諸々の相談に応じます。また地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として支援保育にも取り組みます。

保育所保育指針改定日：平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号

6. 食事の提供方法等について

当園の給食の特徴

食事の提供方法	自園調理 0～5歳までは完全給食（主食付）です。
食事の提供を行う日	保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。栄養士の管理指導のもと、離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。
献立等 (給食に卵は使用していません)	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様 が初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しいただき、アレルギーの症状がないことを確認してください。 ☞ 同意書 2-①
食物アレルギー等の対応をしております	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。 ※保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、栄養士と相談しお弁当持参をお願いする場合があります。
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食（調乳を含む）従事者の検便を毎月2回実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理室の清掃・調理設備の点検を行い、衛生管理を徹底しています。
その他	朝食は必ず食べてから登園をお願いします。 食材やメニュー変更がある場合には園内にて掲示でお知らせいたします。行事や園の状況によりお弁当をお願いする場合があります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食
0歳児～2歳児	9：30頃	11：00頃～順次	15：00頃
3歳児～5歳児		11：30頃	15：00頃

7.保健と健康管理

(1)登園の条件について 同意書 2-②

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園との信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

1.症状がある場合の登園の可否について

症状	登園できない
発熱	37.5℃以上の発熱がある 解熱剤を使用している
下痢	24 時間以内に 2 回以上の水様便がある 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする 37.5℃未満であっても体温上昇がある 登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある 24 時間以内に下痢止めや吐き気止めを使用した
嘔吐	24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある 37.5℃未満であっても体温上昇がある 食欲がなく水分を欲しがらない 機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
咳	夜間入眠中に咳のために数回起きる 咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある 喘息発作を起こしている
発疹	発熱とともに発疹がみられる場合 原因不明の発疹があり、受診をしていない場合 感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合 発疹が顔面などにあつて、患部をガーゼなどで覆えない場合 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合

※頭部・腹部打撲後の注意

転倒や転落で頭・腹部を打撲することがあります。頭部や腹部の打撲は、からだの中で出血がおきていることがあり、それに気づかず手当は遅れると、命にかかわる危険もあります。

ご家庭でも、次のことに気をつけて様子を見てください。

- ・できるだけ静かに過ごす。
- ・当日の入浴は控える
- ・食事は控えめにし、消化の良いものにする。
- ・元気にしていても、2～3日は様子を見る。

(打撲し、腫張(たんこぶ)がある時は、受傷から 24 時間経過してからの登園をお願いします)

◇顔色が悪い、食欲がない、頭が痛い、不機嫌になる、吐き気、嘔吐、発熱、うとうとしてよく寝る、ふらつくなど普段と違った様子が見られたら、直ちに医療機関を受診してください。

◇受診された場合は、保育園にもお知らせください。

2. 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準（一例）

発熱	37.5℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪いとき 咳で眠れず目覚めるとき 排尿回数がいつもより減っているとき 食欲なく水分が摂れないとき
下痢	食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき 腹痛を伴う下痢があるとき 水様便が複数回みられるとき（流行時は水様便 1 回）
嘔吐	1 回でも嘔吐があるとき 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき 吐き気が止まらないとき 腹痛を伴う嘔吐があるとき 下痢を伴う嘔吐があるとき
咳	咳があり眠れないとき 呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき 少し動いただけでも咳が出るとき 咳とともに嘔吐が数回あるとき
発疹	発疹が時間とともに増えたとき

(2) 保育園とくすり

当園ではお薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。👉 **同意書 2-③**

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の 2 回処方にしてもらう等医師へ相談をすることをお勧めします。

また、当園では怪我をした際には消毒薬は使用せず流水で洗浄し、絆創膏を貼付させていただきます。

傷の大きさによってはガーゼを使用し、医療用テープで固定することもあります。

ホクナリンテープを貼って登園する場合は、必ずテープに名前を記入し確認表を提出してください。

(3) 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診	年 2 回実施
歯科健診	年 1 回実施
尿検査	2 歳児以上年 1 回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施

(4) 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。

キッズクリニックやまもと 山本 清一郎	大阪府豊中市新千里北町 2-33-1	06-6872-9595
クレオ今宮デンタルクリニック 松田 啓資	大阪府箕面市今宮 4-8-1	072-735-7200

(5) 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、「登校・登園・登室許可証について」に記載されている感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「登校・登園・登室許可証」または「登校・登園・登室届」が必要になりますので、登園の際に提出してください。

また、各種感染症については、厚生労働省子ども家庭庁が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。

なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

(6) 病児・病後児保育施設について

お子さまが病気または病気の回復期にあつて、保育園などでの集団保育が困難、もしくは与薬などの必要があるといった場合に、医師の判断に基づいて利用していただける保育室です。

ご利用にあたっては、箕面市のホームページをご覧ください。

箕面市病児・病後児実施場所

施設名	住所	電話番号	定員
萱野保育所内病児病後児保育室	萱野 1-19-30	072-724-8026	5人
桜ヶ丘保育所内病後児保育室	桜ヶ丘 3-12-5	072-723-8100	2人
東保育所内病後児保育室	栗生外院 5-2-1	072-728-1303	2人

※定員に余裕がある場合でも、お子さまの症状によっては、ご利用いただけない場合がございます。

(7) 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経路が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種を午前中に受けた場合、その日は登園を控え、ご家庭で様子を見てくださいますよう、ご協力お願いいたします。

受けられた予防接種の種類、日時についてキッズダイアリーまたはけんこうのきろくへのご記入をお願いいたします。

8. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入、支払い方法は箕面市からの口座振替の手続きをしてください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

上記①②に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

9. 利用の開始について

当園では、箕面市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

10. 利用の終了について <当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。>

- ・利用乳幼児が小学校に就学したとき
 - ・児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ・市外に転出するとき・長期欠席するとき・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ※退園・転所（園）により保育の提供は終了いたします。

ご相談等のある場合には当園と箕面市保育幼稚園室まで速やかにご連絡をお願いいたします。

11. 嘱託医 <当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。>

① 内科

医療機関の名称	キッズクリニックやまもと
医院長名又は医師名	山本 清一郎
所在地	大阪府豊中市新千里北町 2-33-1
電話	06-6872-9595

② 歯科

医療機関の名称	クレオ今宮デンタルクリニック
医院長名又は医師名	松田 啓資
所在地	大阪府箕面市今宮 4-8-1
電話	072-735-7200

12.緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

① 保護者様のご連絡について

保護者様へのご連絡は緊急連絡先に記載頂いた第 1 緊急連絡先から順に連絡させていただきます。

② 緊急時の連絡方法

緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。

記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。 変更箇所の訂正をしていただきます。

お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなります。ご協力をお願いします。

★緊急時は、この書類に記載してあります第 1 緊急連絡先から順に連絡いたします。

必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。

★緊急時、園に連絡がつかない場合は、保育事業部へご連絡ください。

＜株式会社セリオ 06-6442-0600＞

＜大地震・火災等 緊急を要する場合の対応＞

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。非常災害が発令された場合、または現実に非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはご遠慮ください。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時（園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等）は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

＜災害時避難場所＞

	名 称	住 所
一時避難場所	箕面市萱野小学校	大阪府箕面市萱野 2 - 7 - 4 0
	箕面市萱野東小学校	大阪府箕面市石丸 1 - 1 8 - 1
広域避難場所	やなぎぶち公園	大阪府箕面市西宿 2 - 1 8

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方を「緊急時の引き渡し保護者登録用紙」に記載し、園児引き渡しカードをお渡し下さい。

※園児の引き渡しは、別添の防災ハンドブックに基づき、緊急時の引き渡し保護者登録用紙に記載された方に行います。迎えに来られる際は、該当年の園児引き渡しカードを必ず持参し、職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

＜自然災害時の対応＞

台風などの自然災害時（大雨、地震、津波、高潮、暴風等）の対応は、箕面市の対応に準じて対応して参ります。警報が発令された場合、子どもの安全確保のため、次のように対応します。ご理解の程よろしく願いいたします

＜災害警報について＞

災害等が発生した場合の緊急対応について(お願い)

児童等の保育園への登園・降園時の安全確保及び事故等を未然に防止するため、災害等が発生した場合の保育園の対応を次のとおり定めています。

災害等とは

- ① 「暴風警報の発令」
- ② 「大雨特別警報の発令」「暴風特別警報の発令」
- ③ 「震度 5 弱以上の地震」の発生
- ④ 保育所所在地に「高齢者等避難」「避難指示」が発令

1、午前 7 時までには大阪府全域 北大阪地域 または箕面市に災害等が発生したときは臨時休園とします。

※上記の災害以外にも、複合災害等により児童の安全が確保されない恐れがあると

判断された場合は、臨時休園になる事があります。

※情報収集手段として、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全 LINE 等へのご登録をお願いします。

◆災害①②④の警報が正午までに解除され保育が可能になった場合は、すみやかに保育を開始します。

この場合、給食はありません。

正午までに登園される場合は弁当、水筒を持参してください

また、正午以降は昼食を食べてから登所してください。

◆災害①②④で、警報の継続または正午までに解除されない場合は終日臨時休園とします。

◆災害③により臨時休園とした場合、保育が可能になった時点で以下の方法で連絡します。

保育可能になった時点で、箕面市ホームページ、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全 LINE、FM ラジオ（タッキー816 みのおエフエム）等で連絡させていただきます。また、

2、保育中に①②③④の災害等が発生した場合は発生時点から臨時休園となります。

※すみやかにお迎えをお願いします。

保護者の方にマチコミメールでご連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

※保育所から別の場所に避難する場合は避難先を張り紙等にてお知らせします。

避難先へのお迎えをお願いします

※保護者のかたがお迎えに来られない場合は事前届者のかたにお引き渡します。

※警報は箕面市の HP 等で確認できます。

※警報の解除後も十分に気をつけて登園をお願いします。

※保育園への個々のお問い合わせは混雑しますので、箕面市のホームページや災害伝言板のご確認をお願いいたします。

③非常災害対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。		
防犯設備	門扉、および玄関扉電気錠		
防災設備	・自動火災報知機・誘導灯・消火器・ガス漏れ報知器・非常警報装置・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有※玄関付近に AED を設置しています。		
防災機器点検	年 2 回実施		
消防計画届出年月日	2019 年 11 月 25 日	防火管理者	園長 佐倉 恵子
定期訓練	避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上/総合防災訓練		
置き靴について	園 2 階の非常階段、1 階ベランダから避難する場合があります。履きなれた靴を 1 足お預かりさせていただきます。お名前をわかりやすい位置にご記入いただきお持ちください。		
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。		
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信（マチコミ）を行っています。この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。		
災害時用品	ござ 6 巻 拡声器 1 台 ラジオ 1 台 蓄電器 1 台 水 非常用持ち出し袋 7 個 防災頭巾(全園児分) インカム 8 個 トランシーバー 2 個		

④緊急時の対応

対応方法	お子さまに体調の急変が生じた場合はその他必要なことは、速やかに入園児の保護者または医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。保護者の方と連絡が取れない場合は、お子さまの身体の安全を優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
消防・救急	管轄	豊川分署
	所在地	大阪府箕面市粟生間谷 1 丁目 2-1
	連絡先	電話番号 072-729-4058
警察	管轄	箕面警察署
	所在地	大阪府箕面市箕面 5-11-36
	連絡先	電話番号 072-724-1234

13.虐待の防止のための措置に関する事項

虐待防止等の措置について

体制整備等	当保育園では児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関わりが行われないようマニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の処置を講じます。
緊急時の対応	保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、**虐待が疑われる場合、通告する義務があります。**

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。（児童虐待防止法に規定） *** 児童虐待対応マニュアルより抜粋 ***

・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。

戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など

・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。

配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。

・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など

・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。

登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

※不適切保育についての研修を年3～4回行っています。

14.賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（賠償責任保険）
保険の種類	賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険
保障内容／金額	【賠償責任保険】 施設対人(1名につき) 1,000,000,000円

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	保育園の管理下における児童の災害につき、保護者に災害共済給付を行う
保険掛け金	210円

詳しくは別途配布する、「災害共済給付制度のお知らせ」をご確認ください。

15. 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

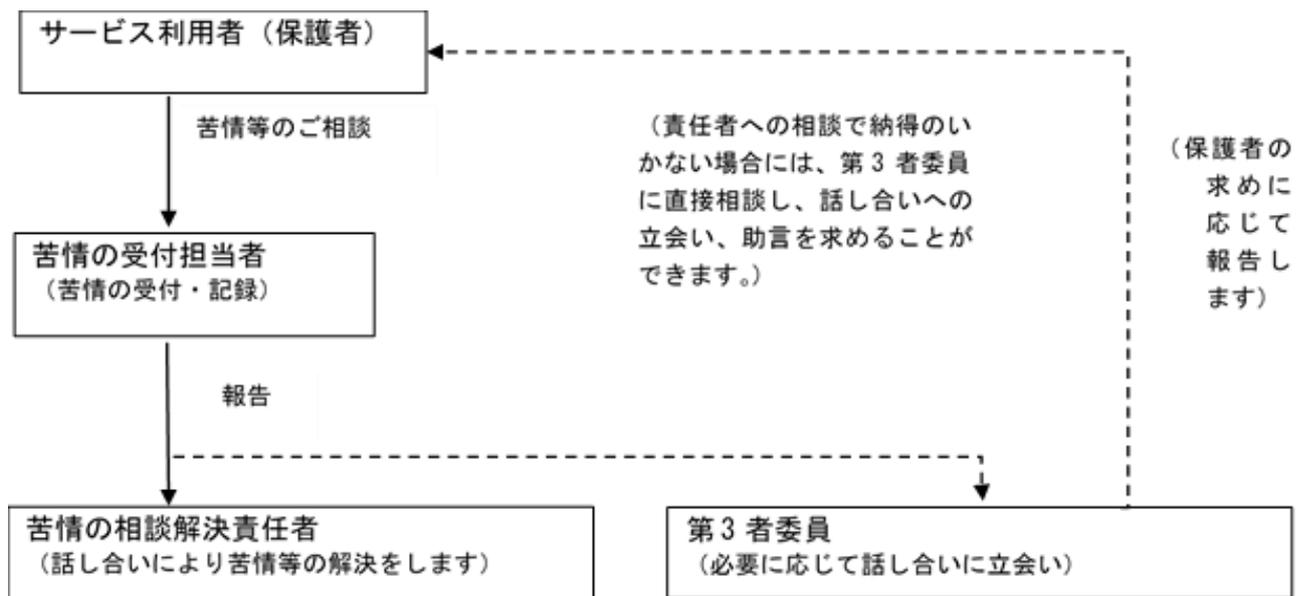
※当園では、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています

◆保育園		◆第三者委員		◆その他の相談・苦情受付窓口	
受付担当	主任及び各クラス担任	氏名	加藤 / 佐々木	部署名	株式会社セリオ 保育事業部
解決責任者	園長 佐倉 恵子	連絡先	社会保険労務士法人 和	連絡先	06-6442-0600
連絡先	072-749-3008		06-6942-0753		

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

三者委員による苦情内容の確認 ②第三者委員による解決案の調整、助言③話し合いの結果や改善事項等の確認



(4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

16. 個人情報の保護に関する基本方針及び取り扱いについて

当園では個人情報保護に関する基本方針として、別紙の内容を掲げています。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

(1) 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

(2) トレジャーキッズにしじゅく保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

👉 同意書 2-④

(3) ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

ホームページや会社パンフレットなどへの写真掲載に関して本園では、保護者様だけでなく、地域の皆様や本園に入園を希望される方々にも、本園の活動状況を広く広報することにより、本園の運営に対してよりご理解をいただきたいと考えております。そのため、元気いっぱいいきいきと保育園生活を過ごしている園児たちの姿を写真に収め、弊社のホームページ、パンフレットや園内掲示板に留まらず、幅広い媒体に掲載していきたいと考えております。

👉 同意書 2-⑤

【掲載内容】

- 日頃の園児の生活や活動の様子
- 行事での保護者様と園児の様子
- 園児の作品や制作物

※ご同意いただけない場合は、掲載・投稿いたしません。
※掲載・投稿後でもご要望に応じて訂正・削除いたします。

【掲載媒体】

- 弊社ホームページ、Facebook、ブログ、Instagram、YouTube などネット媒体
- 弊社パンフレット、園紹介パンフレット等
- 園内掲示

17. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
集団生活・安全のルール	保育活動や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうる事はお控えください。
セキュリティー	当園はセキュリティーカードで入退室の管理を行っています。
運営委員会	当園では運営委員会を行います。

18. 駐車場のご利用について

駐車場をご利用になられる際は、お子様の手を離さないようお願いいたします。事故防止にご協力ください。

園外に出られる際もお子様が出ることがないようにご注意ください。

※駐車スペースは限りがありますので譲りあってご利用ください。

※行事などの際は車での登降園はご遠慮ください。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

19.別 表

(1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（税込）

項目	金額	対象月齢
カラー帽子	1,190 円	全年齢
コットレンタル代	月額 110 円	全年齢
写真（ネット販売）	70 円～	全年齢 各自お申込みいただきます
絵本費（選択制）	月額 470 円	3 歳児
絵本費（選択制）	月額 470 円	4 歳児
絵本費（選択制）	月額 470 円	5 歳児
けんごうのきろく	310 円	全年齢
【制服】ジャケット	8,200 円	3 歳児～5 歳児
【制服】ズボン	4,980 円	3 歳児～5 歳児
【制服】スカート	5,600 円	3 歳児～5 歳児
【制服】長袖ブラウス	1,950 円	3 歳児～5 歳児
【制服】セーラー帽子	3,200 円	3 歳児～5 歳児
【制服】リュック	4,900 円	3 歳児～5 歳児
※【制服】スモック（新 3 歳）1 枚/2 枚	1,800 円	3 歳児～5 歳児
※【新・体操服】半袖ポロ	2,300 円	4 歳児～5 歳児
※【新・体操服】ズボン	1,900 円	3 歳児～5 歳児
【旧・体操服】半袖ポロ	2,930 円	4 歳児～5 歳児
【旧・体操服】ズボン	2,390 円	4 歳児～5 歳児
上靴	1,200 円	3 歳児～5 歳児
お道具箱	990 円	3 歳児～5 歳児
粘土板/粘土へら	540 円/280 円	3 歳児～5 歳児
粘土/粘土ケース	485 円/480 円	3 歳児～5 歳児
はさみ	410 円	3 歳児～5 歳児
パステル	580 円	3 歳児～5 歳児
くまさんのり	220 円	3 歳児～5 歳児
三菱色鉛筆 12 色	760 円	3 歳児～5 歳児
自由画帳	380 円	3 歳児～5 歳児
メロディオン唄口	480 円	4 歳児～5 歳児
おたより帳	440 円	3 歳児～5 歳児
おたよりシール	280 円	3 歳児～5 歳児
給食費（幼児主食費）	月額 1,000 円	3 歳児～5 歳児
給食費（幼児副食費）	月額 5,000 円～	3 歳児～5 歳児
卒園アルバム	6,457 円～	5 歳児（R6 年度実費）
体操教室（希望者のみ）	1 回 580 円/月 1～3 回	2 歳～5 歳
スポーツ振興センター	210 円	全年齢（毎年）
口座登録	口座登録手数料(税別)	楽天銀行・PayPay 銀行：350 円 GMO あおぞらネット銀行：350 円 上記銀行以外：500 円

※につきましては、保護者様各位でのご注文となります。ご注文方法は、別紙をご参照ください。

【保育の提供に要する特定負担額】

利用者負担に含まれない教育・保育に対して登園では、特定負担額を徴収いたします。

(2)延長（時間外）保育に係る利用者負担金

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、延長保育料が必要となります。

- ① 標準時間認定をされた方で 07 時 00 分から 07 時 30 分と 18 時 30 分以降の利用をされる場合（07 時 00 分～07 時 30 分は無料）
- ② 短時間認定をされた方で 07 時 00 分から 9 時 00 分と 17 時 00 分以降の利用をされる場合（7 時 00 分～9 時 00 分、17 時 00 分～18 時 00 分は無料）

利用料金（園児 1 人につき）	① 標準時間認定		② 短時間認定		
		230 円/1 回	120 円/1 回	230 円/1 回	230 円/1 回
対象時間	18：31～ 19：00	19：01～ 19：30	18：01～ 18：30	18：31～ 19：00	19：01～ 19：30

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00		17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	
保育標準時間認定	延長保育		保育標準時間認定のかたの利用可能な時間帯								230円	120円	
保育短時間認定	延長保育				保育短時間認定のかたの利用可能な時間帯		延長保育		230円	230円	120円		
※第2子は約半額(19:00まで30分ごとに…110円、19:01から19:30まで…60円)、第3子以降は無料です。 ※市区町村民税の所得割額が77100円以下のひとり親世帯等の第1子は、約半額(110円)です。 第2子以降、生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料も無料です。													

※19 時 31 分以降のお迎えに関する延長料金は 10 分毎に 1,000 円発生いたします。

※各年齢に応じた保育用品や、その他延長保育料、制服代などご負担いただく費用については、上記の表をもとにご用意をお願い致します。この表以外に、遠足にかかる公共交通機関交通費(地下鉄・バス等)移動手段に要する経費と施設入場料など行事に係る実費、保育用品代)については事前に説明、同意の上徴収させていただきます。

※ご希望の方に紙おむつ定額制で毎日の紙おむつとおしりナップをご利用いただけます。毎月随時、お申込みをお受けいたします。当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

令和 6 年度徴収実績報告書

秋のバス遠足代 2,400 円 (税込)

お別れ遠足代 200 円 (税込)

第2章 園のしおり

《保育の内容》

1. 保育の理念、目標など

セリオの保育

自分らしくいてほしいから、健やかでいてほしいから、自信をもってほしいから
なんにでも向かっていってほしいから、友だちを大切にしてほしいから
やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

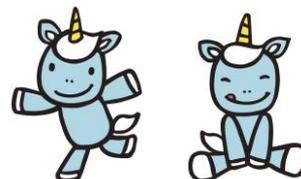
保育方針

- ・一人ひとりに寄り添ったあたたかい保育を心がけます。
- ・安全で安心な生活が送られるよう働きかけます。
- ・食を楽しみ食を通じて健康な心と体を育みます。
- ・保護者や地域社会との連携をとりお互いの信頼関係を深めます。



保育目標

- ・自発的に行動し考える力を育てる
- ・様々な経験を通して五感を育てる
- ・友だちや保育士との関わりを通して思いやりの心を育てる
- ・自ら挨拶や感謝の気持ちを言える子どもに育てる
- ・季節の食材を知り食に興味を持つ



2.保育の特徴

季節に応じた保育、食育、特別保育を取り入れております。

厚生労働省より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

3.利用者負担金の手続きについて

(1)保育料等の納付について

- ① 基本となる保育料は、箕面市にお支払いください。支払方法は箕面市からの口座振替の手続きをしてください。口座振替がお済でない方は納付書が届きますので期日までに箕面市にお支払いください。
- ② 延長保育料や保育用品等、諸雑費は園から請求書をお渡しますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。

※月末締め翌月 27 日に引き落としとなります

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

【全園共通】

口座登録をお願いいたします。

口座登録について

1. 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。(有償)
2. 1.の受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay 銀行・GMO あおぞらネット銀行：350 円（税別）

上記銀行以外：500 円（税別）

3. 手数料の請求時期は、登録月とは異なります。

登録後約 2 カ月以内での請求を予定しております。

(例) 4/1 入園の場合

5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引落開始でき、登録手数料の請求は 6 月となります。

詳しくはご請求書をご確認ください。(R6 口座登録手数料 と記載させていただきます。)

※同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1 口座のみの登録で構いません。

- ③ 箕面市では、給食料（主食費及び副食費）は、3 歳児クラス以上の児童に発生します。

・主食費とは、ごはんやパンの費用、副食費とは、おかずやおやつ費用のことです。

・保育園は月額 6,000 円（内訳は、月額 1,000 円（主食費）+5,000 円（副食費））となります。

・副食費については、生活保護受給世帯等、市民税所得 割額が 77,100 円以下の世帯及び第 3 子以降（世帯のなかの就学前児童のみを数える）は無料です。第 2 子の副食費の軽減はありません（半額ではありません）。税額が確認できない場合は免除対象となりません。また、免除対象となった場合でも市が定める対象によっては、お支払いいただく必要があります。

(2) その他の保育園事業について

特別保育事業

時間延長保育

病児保育事業（体調不良型）の実施

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業

園庭開放実施

4. 保育の1年

	保護者様が参加できる行事	園児のみの行事	その他の行事
4月	入園式（新入園児慣らし期間）	進級式	【毎月の行事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体測定 ● 避難訓練 【年2回】 <ul style="list-style-type: none"> ● 内科健診 【年1回】 <ul style="list-style-type: none"> ● 歯科健診 ● 尿検査 (2歳児以上) ● 視力検査 (3歳児以上) ● 個人懇談 (5歳児・希望者のみ)
5月	クラス懇談会 おもちゃライブラリー(希望者参観)	こどもの日の会 4.5月お誕生日会	
6月	保護者参加(幼児)	内科健診・歯科検診 虫歯予防デー	
7月		七夕の会 6.7月お誕生日会	
8月		夕涼み会(5歳児のみ)	
9月	保護者参加(乳児)	8.9月お誕生日会	
10月	運動会(2歳児～5歳児) おもちゃライブラリー (0.1歳児希望保護者参加)	ハロウィン	
11月	消防車・引き渡し訓練 個人懇談(幼児)希望者	芋ほり遠足(4.5歳児) 秋の遠足(3歳～5歳児) 内科健診 10.11月お誕生日会	
12月	生活発表会 年末休み 12/29～	クリスマス会	
1月	年始休み 1/3まで お店屋さんごっこ (0.1歳児希望保護者参加)	おもちつき お正月あそび 12.1月お誕生日会	
2月	作品展 クラス懇談会 おもちゃライブラリー(希望者)	節分の会	
3月	卒園式(5歳児の保護者様のみ) 5歳児個人懇談 コスモスポーツ参観 (2歳児～5歳児)	ひなまつりの会 2.3月お誕生日会 お別れ遠足(5歳児のみ) お別れ会 進級お楽しみ会	

※年間行事予定表は4月に配布させていただきます。行事、検診等に変更する事がございます。

その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

5.家庭と保育園の連絡

- (ア) 保育園から家庭への連絡は**印刷物（おたより）**、**キッズダイアリー**、**まちこみメール・掲示板**で行います。
- (イ) 保育園からの連絡などで、ご家庭からの返事を要するものは指定した期日内にお返事をお願いします。
- (ウ) 疑問や意見がありましたら、直接保育園に問い合わせして下さい。
- (エ) ご家庭⇄保育園の連絡を密に行っていきたいと思います。kidsDiaryの登園時間、降園時間、お迎え予定者、検温登録は毎日お願いします。その他連絡事項も入力ください。
乳児クラスの個人連絡は、毎日ご入力、確認をお願いします。幼児クラスも適宜配信をご確認ください。
お子様の体調がいつもと違う場合は、必ず口頭で職員にお伝えください。対応させていただきます。

6.登降園について

(1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。

玄関の KidsDiary の入・退室登録で出席管理をさせていただきます。

登園、降園時間記入チェックも忘れずに、ご記入ください。（電気機器が使えない災害時はこの情報を基に、人数確認をいたします）**送り迎えの人が変わる場合は、事前に連絡して下さい。**（その際確認させていただく場合もあります。）**また、KidsDiary の退室登録もお迎えの方が必ずお願いします。**連絡をいただけない時は保護者の方に確認の連絡をさせていただきます。

(2) 午前9時30分までに登園できない場合や、欠席される場合は園までご連絡ください。

また、受診等で登園が遅れる時も、午前9時15分までにご連絡ください。

給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。

また11時30分までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください。

(3) 園の入り口は、オートロックになっていますので、セキュリティカードを忘れずにお持ちください。

カードをお忘れになった場合はインターホンを押して、お子様のクラスと名前をお伝えください。

保護者証もご持参ください。セキュリティカードを卒園退園時に必ず園に返却お願い致します。

(4) お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ずご連絡をお願いします。

代理でお迎えに来られる方には身分証明書のご提示をお願いする場合があります。

15分以上遅れた場合は保育園から連絡することがあります。

(5) 園の駐車場は台数に限りがありますので譲り合ってください

また行事などの際は車での登降園はご遠慮ください。必ず徒歩または自転車でお越しください。

※登降園時の通園路において私有地の進入、ご利用はご遠慮ください。別紙地図参照

(6) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください

自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。

(7) お仕事を休まれて自宅におられる場合は、ご家庭での保育をお願いいたします。

やむを得ないご用事がある場合は9時～17時までの保育となります。

その際はお仕事がお休みの旨を担当にお知らせください。

(8) ご兄弟の育休を取られる場合も同様に、9時～17時までの保育になります。

(9) お迎えに来られてからの駐車場・駐輪場での遊びや保護者同士の立ち話をご遠慮下さい

(10) アレルギーの方の安全を守るためにも 飲食をしながらの登園はお控えください。

7. 慣らし（慣れ）保育について （新入園児様向けになります）

入園当初から慣れない環境で一日生活することは、お子様にとって大変な負担となります。園では（保護者の方のお仕事の都合により相談させていただきますが）お子様の負担を軽減するために、入園開始時の「慣らし保育」をご相談の上行いたいと思います。期間はお子様の状況により異なりますが、**通常 2～3 週間程度**です。

状態や欠席状況により期間が短縮、延長することもあります。

	お迎え時間	
	0・1・2歳児	3・4・5歳児
4/1（火）	9:15頃～10:30(給食なし)	9:00頃～10:30(給食なし)
4/2（水）	9:15頃～10:30(給食なし)	9:00頃～10:30(給食なし)
4/3（木）	9:15頃～10:30(給食なし)	9:00頃～13:00(給食あり)
4/4（金）	9:15頃～12:00(給食あり)	9:00頃～13:00(給食あり)
4/5（土）	入園式(予定)詳細は別途お知らせ致します。	
4/7（月）	9:15頃～12:00(給食あり)	9:00頃～15:00(給食あり)
4/8（火）	9:15頃～12:00(給食あり)	9:00頃～16:00(給食・おやつあり)
4/9（水）	9:15頃～15:00(給食あり)	9:00頃～16:00(給食・おやつあり)
4/10（木）	9:15頃～15:00(給食あり)	9:00頃～17:00(給食・おやつあり)
4/11（金）	9:15頃～15:00(給食あり)	9:00頃～17:00(給食・おやつあり)
4/14（月）	9:15頃～15:00(給食あり)	9:00頃～17:00(給食・おやつあり)
4/15（火）	9:15頃～16:00(給食・おやつあり)	通常保育
4/16（水）	9:15頃～16:00(給食・おやつあり)	通常保育
4/17（木）	9:15頃～17:00(給食・おやつあり)	通常保育
4/18（金）	通常保育	通常保育

※慣らし期間中は 9:00～9:30 の間に登園してください。

※上記の表はあくまでも例で表記しています。お子様の状況や保護者様のお仕事の都合により担任とご相談させていただきながら進めます。

※水分摂取や食事ができない状況での長時間のお預かりはお子様の安全面からも致しかねます。

※土曜日保育は5月から受け入れさせていただきます。

ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

(乳幼児突然死症候群の発生もこの時期が1番高いとの統計がでています)

※《睡眠中の突然死から子どもを守るために》参照

ご家庭でも、下記の点に気をつけていただき、特に体調不良時はお休みし、「いつもと違う」場合は職員にお伝えいただけますよう、ご協力を宣しくお願い致します。

◎「慣らし保育」にご協力ください

・保育園では慣らし保育を無理のないよう十分に行うことで預かり始めのストレス軽減に努め、感染症やお子様の体調不良をしっかり把握していきたいと思えます。

・初めての場所は、大人でも不安に感じます。保護者の方と一緒に過ごすことで、少しずつ場所に慣れていきます。また、保育士と保護者の方が仲良く話していることで安心感を抱きます。

・慣らし保育中はご家庭でも、ゆったりとお子様に寄り添い、様子を見てあげてください。

慣らし（慣れ）保育後1ヶ月程も注意が必要です。

◎体調不良時はお休みしてください

◎「いつもと違う」場合は、登園時に職員にお伝えください

◎ご家庭でのお子様の様子は毎日のキッズダイアリーに記入をお願いします

◎ご家庭での睡眠時も、仰向け寝の習慣をつけていただきますようお願いいたします

◎お子様の近くでの喫煙はやめましょう

※ほけんのしおりも合わせてご確認ください。

《睡眠中の突然死から子どもを守るために》

乳幼児突然死症候群(SIDS : Sudden Infant Death Syndrome)について

それまで元気だった子どもが、事故や窒息ではなく、眠っている間に死亡してしまい死亡調査や解剖検査でもその原因が特定されない突然死のことを「乳幼児突然死症候群(SIDS : シズ)」といいます。

1歳未満の児の死因の第3位で、日本での発症頻度は出生6、7千人に1人で、8割が家庭、2割が病院や保育施設で発生しています。

家庭では両親の喫煙やうつ伏せ寝、温めすぎなどで発生率は高く、保育園では、入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1週間ないし1ヶ月)や、何らかの体調不良であった子どもに多く発生しています。

○入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1ヶ月程)は…?

「初めて母親から離れることへの精神的ストレス」や、「集団生活への導入などの肉体的疲労」など、環境の変化に伴う要因が重なり、限界を超えた時に起こりやすいと言われています。(慣れ保育の大切さ)

○何らかの体調不良って…?

微熱がある、ミルクの飲みが悪い、食欲がない、軽い風邪症状、機嫌が悪い、など、「なんとなくいつもと子どもの様子がちがう」という症状でまさか突然死するなんて…という場合が多いようです。

☆☆☆**予防対策にご協力をお願いします**☆☆☆

SIDSは予測できず防ぎようがないとも言われていますが、睡眠中異常の早期発見のため、当園では睡眠時0歳児5分、1.2歳児10分、3歳以上児15分(年齢で違います)おきに呼吸状態や体位などのチェックを行い**1歳までは必ず仰向け寝にしています。**ご家庭でも、仰向けで寝る習慣をつけていただきたいと思えます



ね あか 寝ている 赤ちゃんの いのちを まも 守るために



Health & Safety & Life Support Division

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常の兆しがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまふ原因不明の病気です。

毎年約5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第3位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは 「あおむけ」に寝かせる

SIDSは睡眠中に起こります。うつむき寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが明らかになっています。医学上の理由でうつむき寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



できるだけ 母乳で育てる

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でおかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。



たばこはやめる

たばこもSIDSの発症原因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発症原因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。



こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfs.go.jp/ps/sids/>
<https://www.bunko.or.jp/sids/>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
最新ガイドライン(第2版)
<https://www.cfs.go.jp/ps/sids/>
<https://www.bunko.or.jp/sids/guideline>



乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには



一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。

ベビーベッドに寝かせ
柵は常に上げておく。
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した商品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かさない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。
赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には
枕やぬいぐるみをおかない。
口や鼻はおおわない

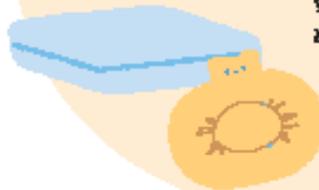
赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やおもちゃ、衣類、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは
固めのものを使う。
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつみせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、部屋で温度調整しましょう。

また、保護者が寒いと感じる時は、赤
ちゃんを身体中胸で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんなか
こども家庭庁



8.園にお持ちいただくもの

お子様の成長や季節に応じて加減してください。クラスにより、変更がある場合はその都度お伝えします。

※定期的に園内で使用している物を持ち帰ります。お洗濯と修繕など確認と補充をお願いします

※全ての持ち物にご記名ください。カラー帽子は華美にならないようお願いします。

※おむつ定額サービスをご利用の方は毎日の紙おむつやおしりナップは不要となります。

	クラス	ほし	つき	にじ	かぜ・そら・だいち	☆は必要であれば用意
	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳・4歳・5歳	数字は必要枚数です
毎日	エプロン (給食・おやつ用)	3	3	2		タオルとゴムを付けたものを手作り頂きます 作り方は別紙を確認下さい
	お口拭き用 タオル	3	3	3		ハンドタオルの大ききぐらい
	コップ		1	1	1	保育中にお茶を飲むために使用しますyyy
	哺乳瓶	☆1				☆完了食に移行してからはいりません
	ひも付き手拭きタオル		2	2	2	ハンドタオルの角に紐をつけてください
	ハンカチ、				1組	※ポケットに入れて使用します
	水筒 (水分補給のため)			1	1	保育中にお茶を飲むために使用します
	汚物衣類入れ	1	1	1	1	スーパーの袋など汚れ物入用袋 (エコバック可)
毎日点検し 補充	私服 上下セット	3	3	3	1	フードのないもの
	下着(肌着)	3	3	3	1	全学年、靴下(1足予備)
	オムツ	6	6	☆5	☆	☆トイレトレーニングの進み方によります 1枚ずつ必ず記名ください
	おしりナップ	1	1	1	☆	お子様の肌に合う流せるタイプを持参ください
	パンツ☆		☆	3☆	2	☆トイレトレーニングの進み方によります
毎週	午睡用タオルと 敷きパッド	各1	各1	各1	各1	週末に洗濯して月曜に持ってきて下さい
制服関係	カラー帽子	1	1	1	1	園指定のもの(週末に持ち帰ります)
	スモック				1	園指定のもの(使用した日に持ち帰ります)
	体操服上下	-	-	-	1	園指定のもの 袋に入れて持参ください (毎日持ち帰ります)
	上靴	-	-	-	1	園指定のもの(月末に洗濯をお願いします)
	制服上下 (園帽子含む)	-	-	-	1組	園指定のもの 登降時着用いたします

※毎日衣類の点検と補充をお願いします。

※離乳食のお子様は、哺乳瓶を毎日必要な本数をご持参ください。

※幼児組は制服で登降園し、園内は体操服で過ごします。

※上記はあくまでも目安です。お子様の成長や季節に応じて加減して下さい。

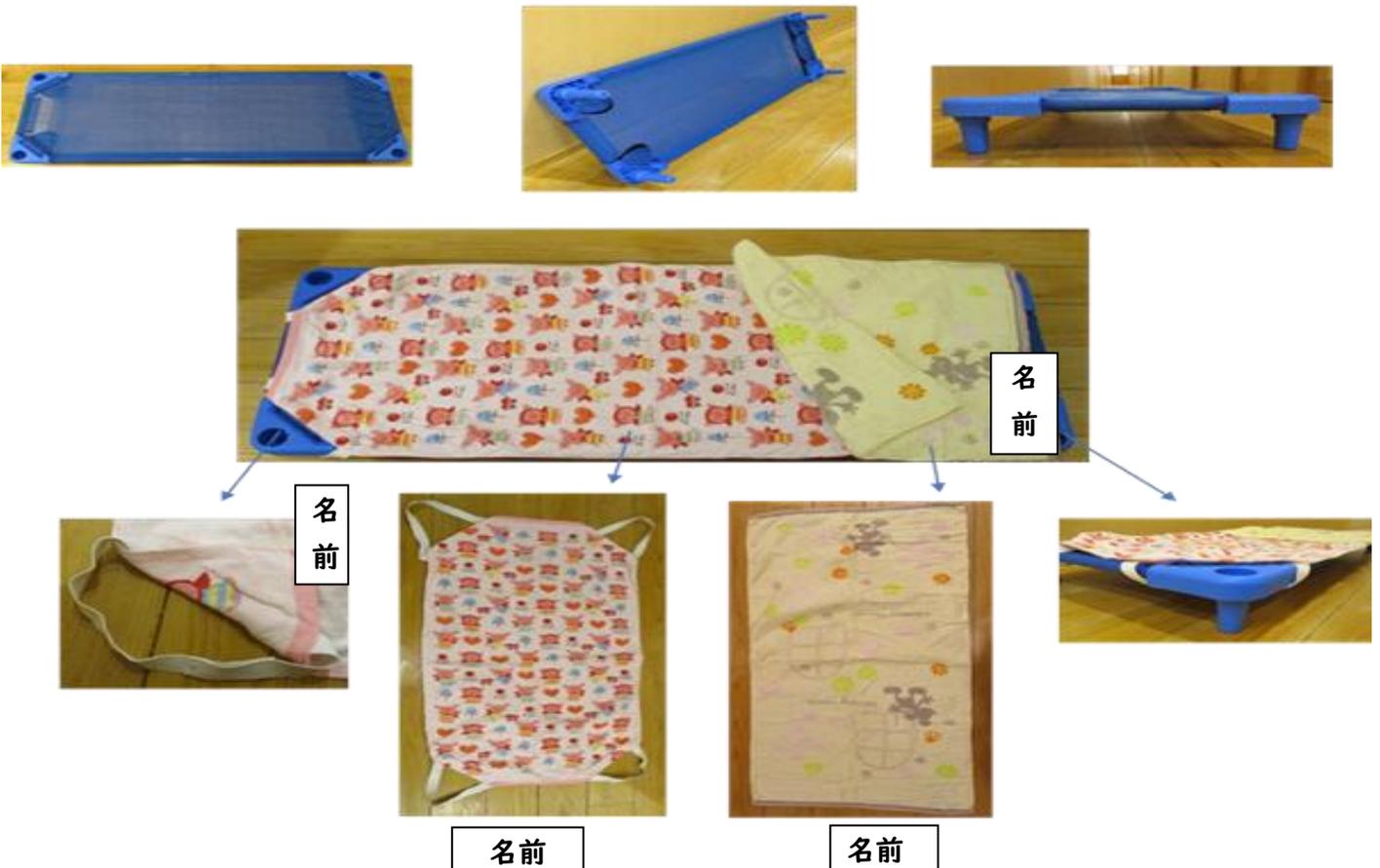
毎日の制服着用について

登園時には制服の上下を着用する習慣をつけていただきますようお願いいたします。保育園では就学までに、生活面の自立を目指します。体操着や制服を脱ぎたたむことは、自分の身体を知り、手指を使ったり、（文字書きの基礎）たたみ方を工夫したり（空間認知）と学習面にも繋がる大切な学びです。当保育園では、ワークや決まった教材をみんなで一斉にするのではなく、日々の生活や遊びを通し、手指の使い方、道具の使い方、大きさや数、文字、数字を習得してもらえるような保育を心がけています。その一つとして、制服の着脱、たたむ、袋やかごに入れるなども毎日経験してほしいと考えています。乳児期からの細やかな関りを通した、日々の積み重ねにより、基本的な生活習慣を5歳までにしっかりと身に付け、自信をもって就学できる力をつけて欲しいと思っています。ご家庭でのご協力も不可欠です。よろしくお願いいたします。

午睡用タオルについて

コットのサイズ：縦 130 cm 横 53 cm 高さ 13 cm

必ず記名してください。（カバーは市販のものがちょうど良い大きさです）



お手拭きタオルについて

手洗いの習慣を身に付けるため、
ハンドタオルをご用意ください。
ハンドタオルの角にひもをつけ
子どもたちが自分で管理できるように
必ず記名をおねがいます。

身だしなみ、清潔の習慣をしっかりと
身に付けられるように支援していきたいと思ひます



第3章 家庭との連携

《園からのお知らせ》

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「（保育所は子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。

そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズにしじゅく保育園が皆様の大事な大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1)朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための取り組みを推進しており、「早寝・早起き・朝ごはん」を元気なこどもの合言葉にしています。

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がリ、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

(2)熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。

お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数 31 以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動（園庭あそびや散歩など）を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて箕面市の暑さ指数が嚴重警戒（31℃）を超える場合、その日の日中は戸外活動を控え体調管理を行います。

当園の園庭は夏季の午前中に日陰となりますが、環境省の暑さ指数と差異はみられなかったため、こちらのサイトで判断いたします。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に出てください

同意書 2-⑦

車は危ない、とわかっていても、こどもは急に走り出します。こどもを見失った場合、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時、園職員が門扉周辺で見守ることはしておりませんので、必ずお子さんと一緒に保育園から道路に出てください。速やかにお帰りください。

保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。

安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのを見かけたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください。

朝は必ず声をかけてください。お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。

声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。

朝は、お預けまでに少し時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(4)お子様たちのかみつき・ひっかきについて 同意書 2-⑧

お子様に自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それぼくの」「ほしいなそれ」「わたしやだ」…このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。

誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。

反対に「○○ちゃん好き！」「あそぼう！」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。

時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともありますが、保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。

できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。

かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。

こどもの爪は伸びるのが早いので、こまめに確認をお願いします。

保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかり見守っていきましょう。

(5)事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう 同意書 2-⑨

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックしております。

その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児クラスの保護者の方はもちろん、幼児クラスの保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」と思わず、他のお子さんの安全にも配慮しましょう。

◆ 身に付けて登園できないもの

- ◇ 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
- ◇ 虫よけパッチ（シール）など体に張り付けてくる薬剤・医薬品・医薬部外品。

◆ 身に付けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

- ◇ 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど
- ◇ 気管支拡張剤（咳止め）テープ、虫刺されパッチなど
- ◇ ※確認表の提出をお願いします

◆ 園の活動中に身に付けることができないもの

- ◇ フードつきの衣服（パーカー、ダウンジャケットなど）
- ◇ スパンコールやビーズなどのついた衣服
- ◇ つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服

◆ カバン等につけて持参できないもの

- ◇ ボールチェーンのキーホルダー

事故に繋がるものの具体例



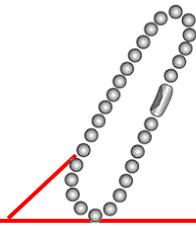
非常に切れやすいため、
使用は避けて下さい



どのようなタイプでも
使用は避けて下さい

ボールチェーンのキーホルダー

NG



キーリングタイプであれば目印として使用する場合 1~2個までは、持参していただいても構いません

ボールチェーンはバラバラになると全てを回収することが困難です

OK



園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。

また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。

小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長などにお声掛けください。

(6)お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い 同意書 2-10

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真に掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、ブログ、YouTube、SNS 等ネット媒体にアップされませんようご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様（たち）が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様（たち）の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね！」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。独立行政法人 情報処理推進機構は 2015 年 5 月の連休に合わせて、投稿写真からプライバシーが漏洩する危険性について注意喚起をしています。

（詳しくは「情報処理推進機構 ゴールデンウィーク（GW）の行楽写真を投稿する際はご注意ください」で検索）

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

(7)写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社スタジオアリスが運営する「インターネットスクールフォトサービス“egao”を通じ、インターネット上にてご購入いただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者様より直接スタジオアリスで購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。👉 **同意書 2-⑪**

(8)子ども子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項により公表公示された旨なし

(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

(9)第三者評価、自己評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的を受審します。

当保育園の受審結果は、ホームページをご覧ください。

保育園の自己評価を年 2 回実施いたします。

※その他、年 1 回利用者満足度調査を実施いたします。

(10)独立行政法人スポーツ振興センター

日頃から安全な保育を心がけておりますが、万一の場合に備えて、入園と同時に全児童が独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。下記の場合には、独立行政法人スポーツセンター法で定められた給付金が支給されます

(医療費の自己負担の総額が **5000 円以上** の場合に負担されます)

- 保育園で保育を受けている時に怪我や事故が発生した場合
- 通常の経路での登降園中に怪我や事故が発生した場合
- 保険外治療は支給対象になりません。

トレジャーキッズにしじゅく保育園における 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

トレジャーキッズにしじゅく保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

（基本理念）

トレジャーキッズにしじゅく保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

（個人情報の利用目的）

トレジャーキッズにしじゅく保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者への提供）

トレジャーキッズにしじゅく保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- （１） 法令に基づく場合
- （２） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （３） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （４） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（個人情報の管理）

トレジャーキッズにしじゅく保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

トレジャーキッズにしじゅく保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ 内容	・個人情報の取扱いに対するご意見等 ・個人情報保護方針について ・個人情報の開示等(開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止) ・利用目的について
お問合せ 窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 冨永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： tominaga@serio-corp.com

(個人情報保護体制の継続的改善)

トレジャーキッズにしじゅく保育園は、この「トレジャーキッズにしじゅく保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

(個人情報の任意性について)

トレジャーキッズにしじゅく保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

株式会社セリオ

御入園おめでとうございます。

株式会社セリオではトレジャーキッズにしじゅく保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。

加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、保育園に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの （・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ④ 授業中（保育所等における保育中を含む。）
- ⑤ 通常の経路及び方法による通園する場合
- ② 学校（園）の教育計画に基づく課外指導中
- ⑥ 寄宿舎にあるとき等
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 210円（株式会社セリオ負担額 165円） ※負担金額は年額です。

（ご提出お願い致します。）

同意書

株式会社セリオ 殿

トレジャーキッズにしじゅく保育園

くみ 園児名

貴株式会社セリオが独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

年 月 日

保護者名

MEMO